

中央区障害者計画 施策の方向性（案）

I 計画の基本理念と施策体系

1 計画の基本的考え方

(1) 本区の障害者施策に関する基本理念

第1部であげた計画策定にあたっての課題、国や東京都の動向、中央区基本構想や中央区保健医療福祉計画2020などの上位・関連計画を踏まえた上で、第5期中央区障害福祉計画・第1期中央区障害児福祉計画の基本理念である「だれもが個性豊かに輝き 共に暮らせるまち 中央区」を本区の障害者施策に関する基本理念として引き継ぎます。

基本理念のもと、施策の方向性として「地域で暮らし続けるための仕組みづくり」、「個性豊かに輝ける環境づくり」、「だれもが共に暮らせるまちづくり」の3つを掲げ、障害者施策を推進します。

＜本区の障害者施策に関する基本理念＞

だれもが個性豊かに輝き 共に暮らせるまち 中央区



＜施策の方向性1＞

**地域で暮らし続ける
ための仕組みづくり**

＜施策の方向性2＞

**個性豊かに輝ける
環境づくり**

＜施策の方向性3＞

**だれもが共に
暮らせるまちづくり**



施策

2

施策体系

施策の方向性	施策	主な取組
1 地域で暮らし続けるための 仕組みづくり	施策1 相談支援体制の充実	(1) 相談支援の利用促進 (2) 基幹相談支援センターの機能の充実 (3) 相談支援包括化のための多機関連携強化
	施策2 生活を支えるサービス等の充実	(1) 在宅サービス等の情報提供の充実 (2) 自立生活を支援するサービスの充実 (3) 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用促進 (4) 障害者の通所事業の充実 (5) 高次脳機能障害者の支援事業の充実
	施策3 育ちを支えるサービス等の充実	(1) 障害児通所支援の充実 (2) 重症心身障害児の支援 (3) 医療的ケア児等支援のための関係機関の連携 (4) 医療的ケア児等の早期発見と成長に合わせた支援
	施策4 安心して住み続けるための支援の充実	(1) 地域生活支援拠点の充実 (2) 居住支援体制の充実 (3) グループホームの充実 (4) 精神障害者支援のための関係機関の連携
	施策5 サービスの質の確保・向上	(1) サービス事業者の支援・指導の強化 (2) 第三者評価、指定管理者評価等によるサービスの質の向上 (3) サービス提供事業者間ネットワークの構築・支援
2 個性豊かに 輝ける環境づくり	施策6 就労支援の充実	(1) 一般就労への移行の促進 (2) 就労定着支援の推進 (3) 障害者優先調達の推進
	施策7 多様な活動の機会確保や参加の支援	(1) 障害者の学びの機会の充実 (2) 利用しやすい図書館の整備 (3) 障害者のスポーツ活動の推進
	施策8 「育ちのサポートシステム」の推進	(1) 子ども発達支援センターを中心とした支援体制の確立 (2) 発達支援に携わる職員のスキルアップ (3) 個別的教育支援計画・「育ちのサポートカルテ」を活用した切れ目のない支援 (4) 早期発見・早期支援の充実 (5) 発達障害に対する理解の促進
3 だれもが共に 暮せるまちづくり	施策9 障害者の権利擁護と虐待防止	(1) 権利擁護支援事業の推進 (2) 成年後見制度の利用促進 (3) 地域連携ネットワークの構築 (4) 障害者虐待防止の推進
	施策10 心のバリアフリーの推進	(1) 障害者差別解消の推進 (2) 障害と障害者の理解のための意識啓発 (3) 「健康福祉まつり」等による地域交流の促進 (4) 障害者福祉団体との連携
	施策11 安全・安心なまちづくりの推進	(1) 災害時の支援体制の充実 (2) 情報バリアフリーの強化 (3) 人にやさしい空間づくり

Ⅱ 施策の方向性

施策の方向性 1

地域で暮らし続けるための仕組みづくり

障害者が住み慣れた地域で一人一人のニーズに応じた適切な支援を受けながら暮らし続けることができるよう、制度・サービスなどの情報提供の充実、基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の充実、日常生活や社会生活を支えるサービス、子どもやその家族に向けた育ちを支えるサービスなどの充実を図ります。サービスの充実に当たっては、同時に質の確保・向上も図ります。

また、地域における暮らし・生活を支えるために、グループホームの拡充や居住に関する支援の充実、地域生活支援拠点等の地域生活を支える体制の強化を推進します。

【施策の方向性 1 の各施策】

- 施策 1 相談支援体制の充実
- 施策 2 生活を支えるサービス等の充実
- 施策 3 育ちを支えるサービス等の充実
- 施策 4 安心して住み続けるための支援の充実
- 施策 5 サービスの質の確保・向上

施策 1 相談支援体制の充実

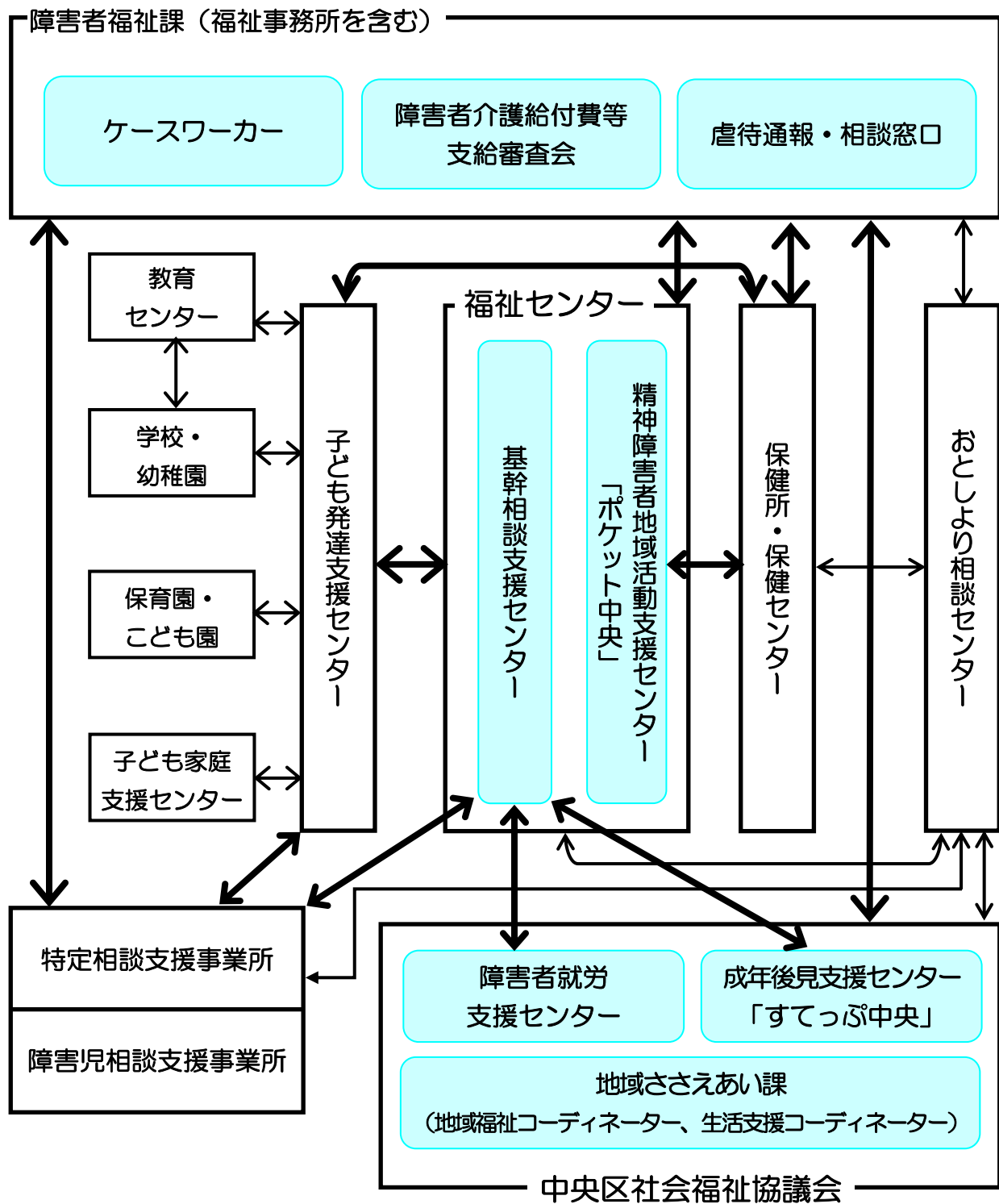
一人一人のニーズに応じた障害福祉サービス等の利用につなげ、障害者等の地域における自立と社会生活を支援するため、基幹相談支援センターが中心となり、関係機関や事業者等との連携強化、地域全体の相談支援のスキルアップ、地域生活支援拠点（面的整備型）の支援体制づくりに取り組みます。

また、障害者等とその家族が抱える複合的な課題を解決するため、保健、医療、福祉にかかわる多機関が連携を図る包括的な相談支援体制を構築します。

<主な取組>

	取組名	取組内容
(1)	相談支援の利用促進	障害に関するあらゆる相談に対応して適切な支援につなげるため、保健所等複合施設内に拠点として集約した基幹相談支援センター、子ども発達支援センター、精神障害者地域活動支援センター「ポケット中央」が、支援会議等を通じて関係機関や事業者などと密接な連携を図り、相談支援体制のさらなる充実に取り組みます。 また、各センターの機能や役割について、引き続き広報紙やホームページへの掲載、講演会等の機会を捉えて、わかりやすい周知に努め、利用の促進を図ります。
(2)	基幹相談支援センターの機能の充実	相談支援の中核機関である基幹相談支援センターが、相談支援事業所間のネットワークを活用して、引き続き地域全体の相談支援のスキルアップに取り組みます。 また、地域生活支援拠点（面的整備型）のコーディネーターの役割を担い、区内の福祉関係事業者などに対する助言、専門的な研修会、人材育成、事例検討会などを通じて障害者の地域生活を支える支援体制づくりを進めます。
(3)	相談支援包括化のための多機関連携強化	各相談支援機関や区の関係部署で受けた複合的な相談や地域福祉コーディネーター・生活支援コーディネーターからつながられたケースについて、世帯全体の課題として受け止め、中核となる組織が調整を行い、各相談支援機関が積極的に連携して支援を行うことができる体制を構築します。

■ 本区における相談支援体制 ■



施策２ 生活を支えるサービス等の充実

障害者が安心して日常生活や社会生活を送れるように、一人一人にあったサービスの提供に努めるとともに、サービス内容や仕組みなどについて、分かりやすい情報提供・発信の充実を図ります。

また、生活介護事業を通じた重度障害者の日中の居場所の拡充を引き続き進めるとともに、障害特性に応じたサービスの提供に努めます。

なお、感染症予防・対策については、適切な情報提供・共有などにより、関係機関との連携強化に努めます。

<主な取組>

	取組名	取組内容
(1)	在宅サービス等の 情報提供の充実	必要とする在宅サービスなどの情報が利用者へ確実に届くよう、窓口案内を対象者に配布するとともに、視覚障害や聴覚障害などの障害特性に配慮した情報提供に取り組みます。 また、障害者が個々のニーズに応じた良質なサービスを選択できるよう、地域生活支援事業者などの情報をホームページに掲載するなど、情報提供の充実を図ります。
(2)	自立生活を支援する サービスの充実	障害者の自立した生活を支援するため、居宅介護などの在宅サービスに加え、自立生活援助事業などの活用により、一人暮らしの生活面における助言や支援の充実を図ります。 また、移動支援事業の活用により、個々の障害者の状況やニーズに応じて外出や余暇活動などの社会参加が一層促進される取組を進めます。
(3)	高齢障害者の介護保険 サービスの円滑な利用 促進	高齢障害者が地域で安心して暮らせるよう、おとしより相談センターと特定相談支援事業所などが連携を強化し、介護保険サービスと障害福祉サービスを適切に組み合わせた支援を行っていきます。 また、65歳に達するまで長期間障害福祉サービスを受けていた一定の高齢障害者を対象に、利用者負担を軽減する制度を活用しながら介護保険サービスの円滑な利用を促進します。

<主な取組>

	取組名	取組内容
(4)	障害者の通所事業の充実	特別支援学校を卒業する重度障害者が通所する福祉センターの生活介護において、今後も増加が見込まれる強度行動障害者や医療的ケアが必要な重症心身障害者などに対する適切な支援を提供するため、専門的な研修への派遣や医療機関との連携などを通じて、職員のスキルの向上に取り組めます。
(5)	高次脳機能障害者の支援事業の充実	脳の病気や交通事故などによる脳損傷の後遺症としてさまざまな症状を抱える高次脳機能障害者を支援するため、当事者と家族の交流会を開催し、個別の相談に対応するとともに、広く区民の理解と支援が得られるよう、普及啓発に取り組めます。 また、関係機関と事業者などによるネットワークの強化を図り、当事者の症状やニーズに応じて機能訓練や専門機関などの適切な支援につなげる取組を推進します。

施策 3 育ちを支えるサービス等の充実

育ちに支援が必要な子どもや障害などを抱える児童が、健やかに成長し、家族とともに安心して暮らせるよう、児童発達支援や放課後等デイサービス等の通所支援の充実を図るとともに、レスパイト事業を推進します。

また、重症心身障害児や医療的ケア児が身近な地域で必要な支援が受けられるよう、関係機関による支援体制づくりを進めるとともに、医療的ケア児コーディネーターが対象児童の早期発見に努め、多分野にまたがる支援を切れ目なくつなげる仕組みづくりを進めます。

<主な取組>

	取組名	取組内容
(1)	障害児通所支援の充実	地域の療育拠点である子ども発達支援センターが、育ちに支援が必要な子どもの成長に合わせたきめ細かな支援を提供するため、児童発達支援において柔軟なクラス編成や療育内容の充実を図ります。 また、放課後等デイサービスと保育所等訪問支援については、登録する児童・生徒の発達や障害の特性を踏まえて、利用しやすい通所支援となるよう、充実に取り組みます。
(2)	重症心身障害児の支援	重症心身障害児が身近な地域で児童発達支援、放課後等デイサービスなどの通所支援が受けられるよう、施設の確保や支援体制の充実に取り組みます。 また、介護者である家族に対しては、看護師を派遣して医療的ケア等を一定時間代行する「重症心身障害児（者）在宅レスパイト事業」を通じて介護負担を軽減します。
(3)	医療的ケア児等支援のための関係機関の連携	重症心身障害児や医療的ケア児が身近な地域で必要な支援を受けられるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育などの関係機関が、自立支援協議会「医療的ケア児等支援連携部会」において、対象者数やニーズなどの情報の共有化を図り、連携を行う支援体制づくりについて協議を進めます。
(4)	医療的ケア児等の早期発見と成長に合わせた支援	子ども発達支援センターの「医療的ケア児等コーディネーター」が、対象児童の出生や転出入、成長に伴う障害の変化などについて定期的に把握し、支援が必要な重症心身障害児や医療的ケア児の早期発見に努めます。 また、多分野にまたがる支援を子どもの成長や発達に合わせて切れ目なくつなげる仕組みづくりについて検討を進めます。

施策 4 安心して住み続けるための支援の充実

障害の重度化や高齢になっても住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう、地域の生活の場となるグループホームの拡充や地域生活を続けられる体制の強化を図ります。

また、精神障害のある方が施設や病院から安心して地域生活に移行できるよう、関係機関が連携を図りながら、地域生活を支える体制の強化を推進します。

<主な取組>

	取組名	取組内容
(1)	地域生活支援拠点の充実	基幹相談支援センターをはじめ、障害者支援施設や障害福祉サービス事業所などが分担して機能を担う地域生活支援拠点（面的整備型）の登録事業者を各連絡会を通じて募るなど、取組の充実を図ります。さらに、相談や居住支援のための機能を集約した多機能拠点整備型の整備に取り組みます。
(2)	居住支援体制の充実	親元から自立した障害者や施設などから地域へ戻った障害者の地域生活を関係機関や障害福祉サービス事業者などが連携して支えるため、基幹相談支援センターのコーディネート機能を強化し、居住支援体制の充実を図ります。
(3)	グループホームの充実	社会福祉法人やNPO法人などが設置・運営するグループホームに対し、引き続き整備費や運営費の助成を行い、居住の場の確保と安定的な運営の支援に取り組みます。 また、これまでの知的障害者や精神障害者に加え、障害者の重度化・高齢化にも対応したグループホームの整備について、検討を進めます。
(4)	精神障害者支援のための関係機関の連携	長期入院をしている精神障害者の退院を促進し、地域での生活を支えるため、地域の医療機関、保健所・保健センター、障害者福祉課、精神障害者地域活動支援センター「ポケット中央」などの関係機関が連携を図りながら、自立支援協議会「地域移行・地域定着部会」において、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けた協議を進めます。

■ 中央区地域生活支援拠点の整備について ■

地域生活支援拠点とは

障害者とその介護者の高齢化や「親亡き後」を見据え、住み慣れた地域で安心して暮らせるための居住支援機能を備えた地域生活支援拠点等は、第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の基本指針において、整備期限が令和5（2023）年度末までに延長されました。本区においては面的整備型の整備に取り組み、登録業者も増加しています。

（1）求められる機能

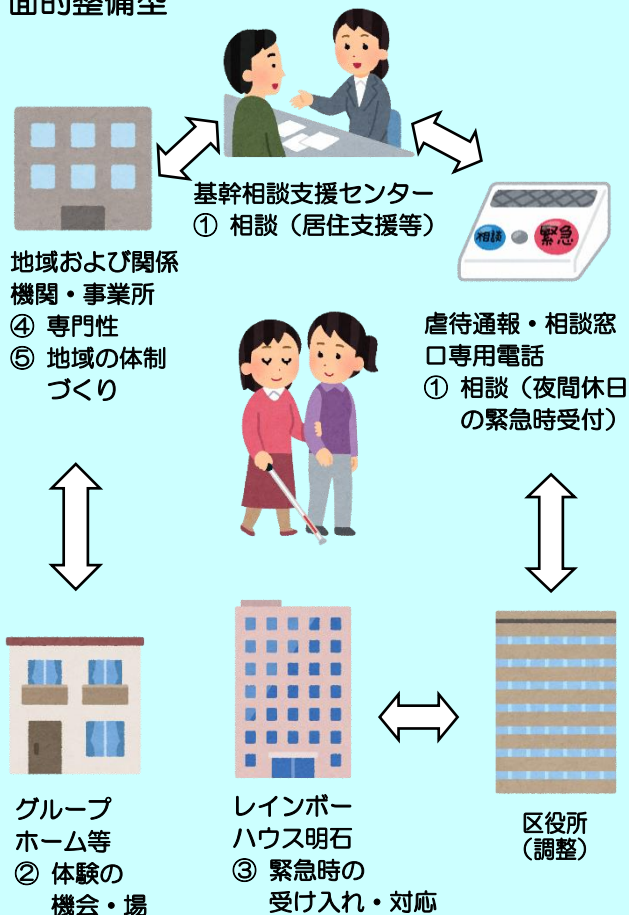
- ① 相談（地域移行・親元からの自立等）
- ② 体験の機会・場（一人暮らし・グループホーム等）
- ③ 緊急時の受け入れ・対応
（ショートステイの利便性・対応力の向上等）
- ④ 専門性（人材の確保・養成、連携等）
- ⑤ 地域の体制づくり
（サービス拠点、コーディネーターの配置等）

（2）整備手法

- ① 面的整備型
地域における複数の機関が分担して機能を担う体制
- ② 多機能拠点整備型
グループホームまたは障害者支援施設に併設して機能を付加した拠点

中央区における地域生活支援拠点

面的整備型



多機能拠点整備型の整備（月島地域）



施策 5 サービスの質の確保・向上

利用者が良質なサービスを利用できるよう、サービス提供事業者への支援や指導、第三者評価の受審促進などを通じてサービスの質の確保・向上を図ります。

また、サービス提供事業者間のネットワークづくりや支援を通じて、事業者間の連携強化を支援します。

<主な取組>

	取組名	取組内容
(1)	サービス事業者の支援・指導の強化	障害福祉の各サービス事業者の实地指導検査を実施し、事業所の運営や良質なサービスの提供などに関して指導・助言を行います。
(2)	第三者評価、指定管理者評価等によるサービスの質の向上	指定管理者による施設運営の状況を毎年度評価し、評価結果を今後の施設運営に反映させることにより利用者サービスの向上を図ります。 また、福祉サービス第三者評価の受審費用の助成により、引き続き事業者の受審を促進します。
(3)	サービス提供事業者間ネットワークの構築・支援	総合相談の中核を担う基幹相談支援センターが、相談支援事業所などとの連絡会や事例検討会、権利擁護や障害者差別解消法の講演会などを通じて、障害福祉サービスを提供する事業者間の連携強化に取り組みます。

だれもが個性豊かに輝けることができるように、育ちの支援、就労支援、多様な活動への参加支援を行います。

一人一人の障害特性やニーズ、適性や能力に応じた就労に向けた支援を行うとともに、文化芸術活動、スポーツ活動、生涯学習など、障害者が多様な活動に参加できる機会や参加のための支援を行います。

また、「中央区育ちのサポートシステム」を推進し、育ちに支援を必要とする子どもたちが、早期から適切な支援を受けられ、通園・通学先が替わっても、その支援が切れ目なく一貫して継続される体制づくりを進めます。

【施策の方向性2の各施策】

- 施策6** 就労支援の充実
- 施策7** 多様な活動の機会確保や参加の支援
- 施策8** 「育ちのサポートシステム」の推進

施策 6 就労支援の充実

障害者の一般就労への移行と就労定着を進めるために、障害者就労支援センターを中心とした関係機関の連携を通じて、一般就労への支援の充実を図ります。

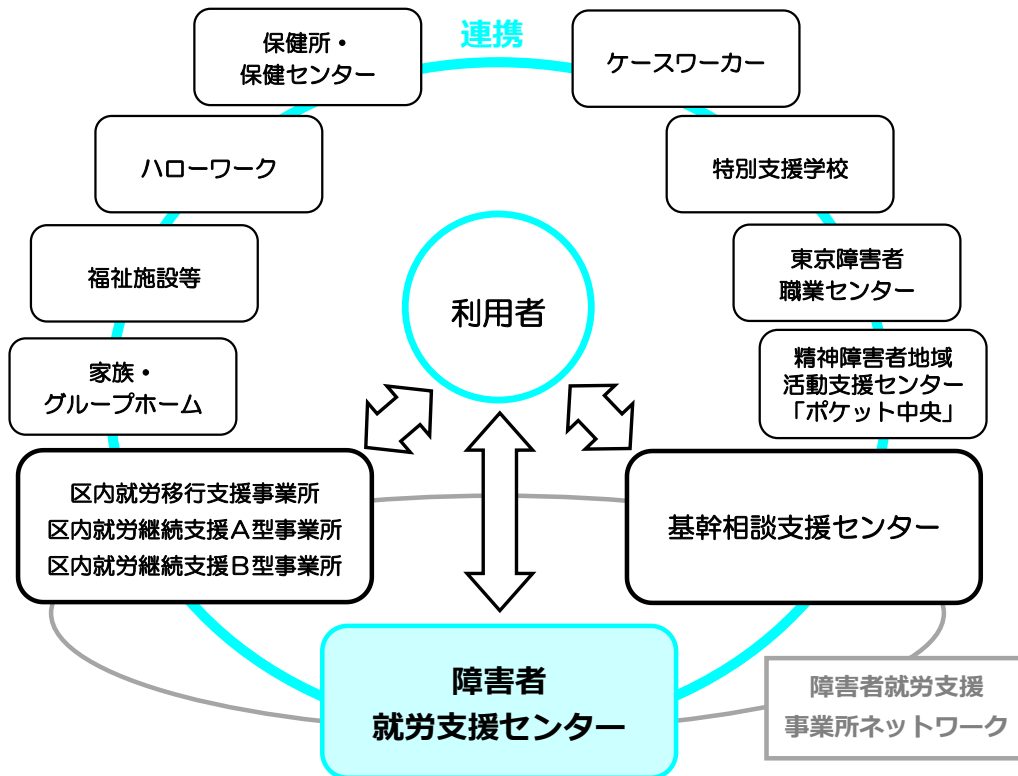
また、障害者を雇用する企業に対して、障害の理解や職場での配慮などの普及啓発に努めます。

<主な取組>

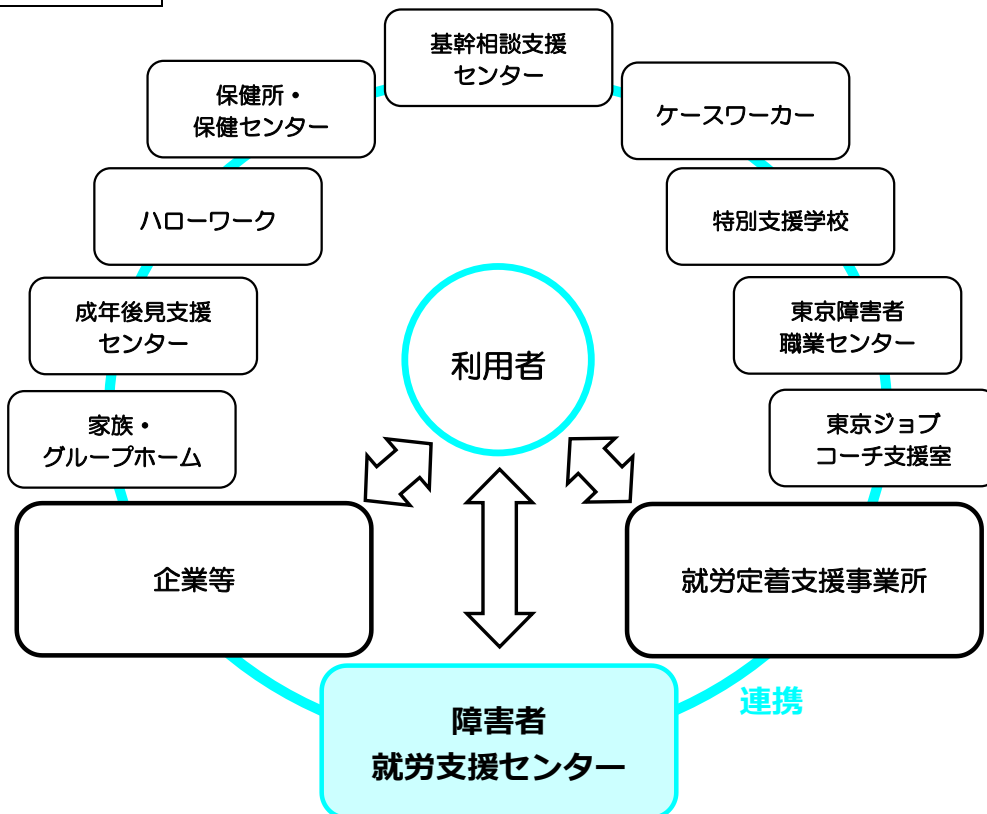
	取組名	取組内容
(1)	一般就労への移行の促進	障害者が地域で自立した生活が営めるよう、障害者就労支援センターの専任コーディネーターが、障害特性や一人一人のニーズ、適性や能力に応じた就労面と生活面のきめ細かな支援を一体的に提供するとともに、「障害者雇用促進法」の趣旨を踏まえ、事業者の障害者雇用における合理的配慮や働きやすい環境整備について助言を行います。 また、障害者の就労機会の拡充を図るため、区内の障害者就労支援事業所ネットワークをはじめ、ハローワークや障害者雇用に取り組む企業などへの「就労パスポート」の活用についても検討しながら連携を進めます。
(2)	就労定着支援の推進	障害者が喜びと生きがいを持って働き続けられるよう、これまでの障害者就労支援センターの職場定着支援に加え、就労定着支援を活用できるよう事業者の参入を呼びかけ、就労支援事業者が一貫して対応できるように就労に伴う生活面の課題に対応しながら、企業や家族との連絡調整などの支援に取り組みます。
(3)	障害者優先調達推進	障害者就労施設などで就労する障害者の自立を促進するため、区の物品等の契約に際し障害者就労施設等からの調達を推進するとともに、発注機会を増やせるよう区の関係部署にも働きかけて、調達先と業務の履行期間や供給可能量、仕様や規格などの調整に取り組みます。 また、自主製品の販売機会の拡充に取り組みます。

■ 本区における就労支援の体制 ■

就労前



一般就労中



施策 7 多様な活動の機会確保や参加の支援

障害者が生涯を通じて、学習や文化活動、スポーツ活動などの多様な活動に参加できるよう、参加機会の確保、参加しやすい仕組みづくりや環境整備などの参加の支援の充実を図ります。

<主な取組>

	取組名	取組内容
(1)	障害者の学びの機会の充実	知的障害者の学校卒業後の生涯学習の場である「中央区かえで学級」において、調理やお金の管理など、社会の中で自立して生きていく力を身につけることを目的としたさまざまな学習機会の提供を引き続き行います。
(2)	利用しやすい図書館の整備	図書館のバリアフリー化を推進するとともに、障害などにより印刷文字による読書が困難な方や、図書館に来館することが困難な方に対して、録音図書の貸出、サピエ図書館の利用、点字による刊行物の貸出、郵送貸出などを引き続き推進します。
(3)	障害者のスポーツ活動の推進	スポーツ施設のバリアフリー化など誰もが利用しやすい環境づくりを推進するとともに、障害者スポーツ体験会などのイベントの機会を通じて、障害者のスポーツ活動への参加を促進します。 また、障害者スポーツのスポーツ指導者の育成を図ります。

施策 8 「育ちのサポートシステム」の推進

育ちに支援を必要とする子どもが早期から成長に合わせた適切な支援が受けられるよう、地域の療育拠点「子ども発達支援センター ゆりのき」が子どもにかかわる関係機関と連携し、支援情報などを円滑に引き継ぎながら、幼児期から義務教育終了までライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援を提供する「育ちのサポートシステム」を推進します。

<主な取組>

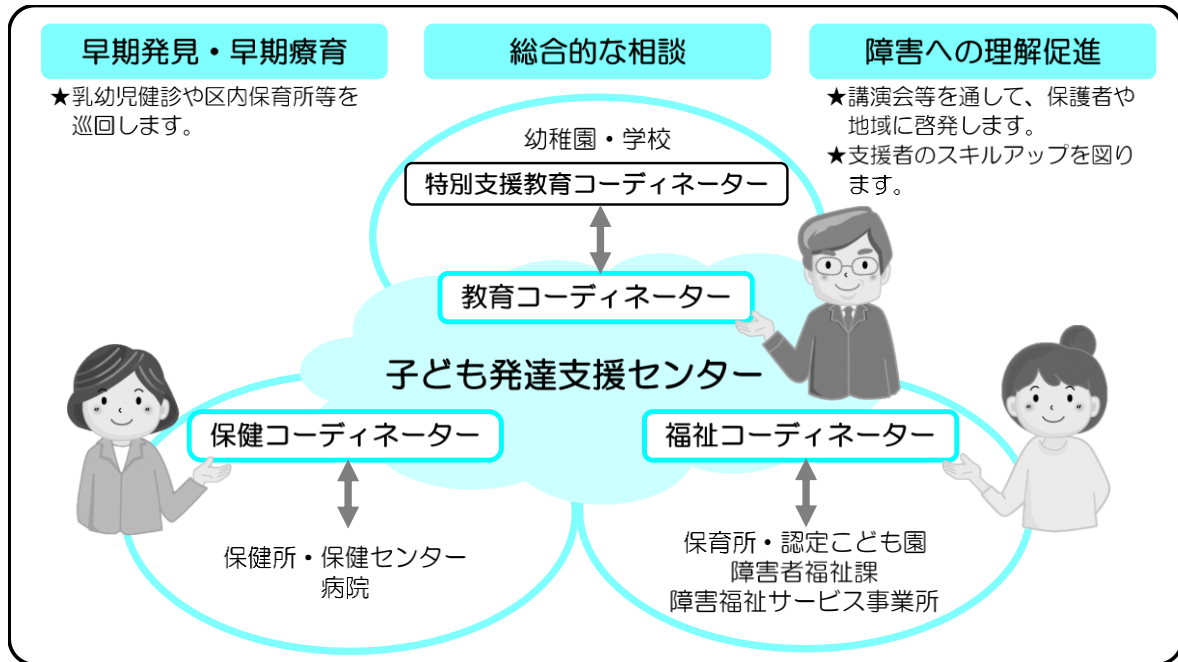
	取組名	取組内容
(1)	子ども発達支援センターを中心とした支援体制の確立	地域の療育拠点「子ども発達支援センター ゆりのき」が中心となり、子どもの発達や育ちに関する総合的な相談を受け、適切な療育につなげるとともに、保健、福祉、教育などの関係機関が連携してライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援を提供する体制を確立するため、「育ちのサポートシステム」を推進します。
(2)	発達支援に携わる職員のスキルアップ	子ども発達支援センターの療育の現場において、発達障害に精通した学識経験のあるアドバイザーから、育ちに支援を必要とする子どもの支援方法や困難事例への対応などについて助言を得ることで職員のスキルアップを図ります。 また、支援に携わる職員（教員、保育士などを含む）が発達障害に対する理解と認識を深め、円滑に連携が図れるよう、合同研修を実施し、地域の支援力を向上させます。
(3)	個別の教育支援計画・「育ちのサポートカルテ」を活用した切れ目のない支援	育ちに支援を必要とする子どもの発達特性に応じた適切な支援を提供するため、保護者と教育、医療、保健、福祉などの関係機関が連携して「育ちのサポートカルテ」（支援情報等）を作成し、就学などの切り替え時に支援の一貫性が途切れないよう、子ども発達支援センターのコーディネーターが連絡調整を図りながら、カルテの円滑な引き継ぎを行います。 また、個別の教育支援計画と「育ちのサポートカルテ」を共通のツールとして位置付け、幼児期から義務教育終了まで一貫した支援を推進します。

<主な取組>

	取組名	取組内容
(4)	早期発見・早期支援の充実	保健所・保健センターが実施する乳幼児健診や健診後の経過観察の場に、子ども発達支援センターのコーディネーターや臨床心理士を派遣する「ゆりのき連携発達相談」を通じて、支援の必要な子どもを直接把握し、早期支援につなげます。 また、臨床心理士などが区内の保育所、こども園を巡回し、在園の育ちに支援を必要とする子どもの対応や発達に関する相談に応じて、必要な助言を行います。
(5)	発達障害に対する理解の促進	家庭や地域における発達障害に対する理解を促進するため、リーフレットの配布やホームページへの掲載、講演会の開催などを通じて、障害特性などの正しい知識の普及に取り組みます。 また、「育ちのサポートカルテ」を普及させ、円滑な運用を図るため、定期的に保護者向けの説明会と教職員の研修会を開催します。

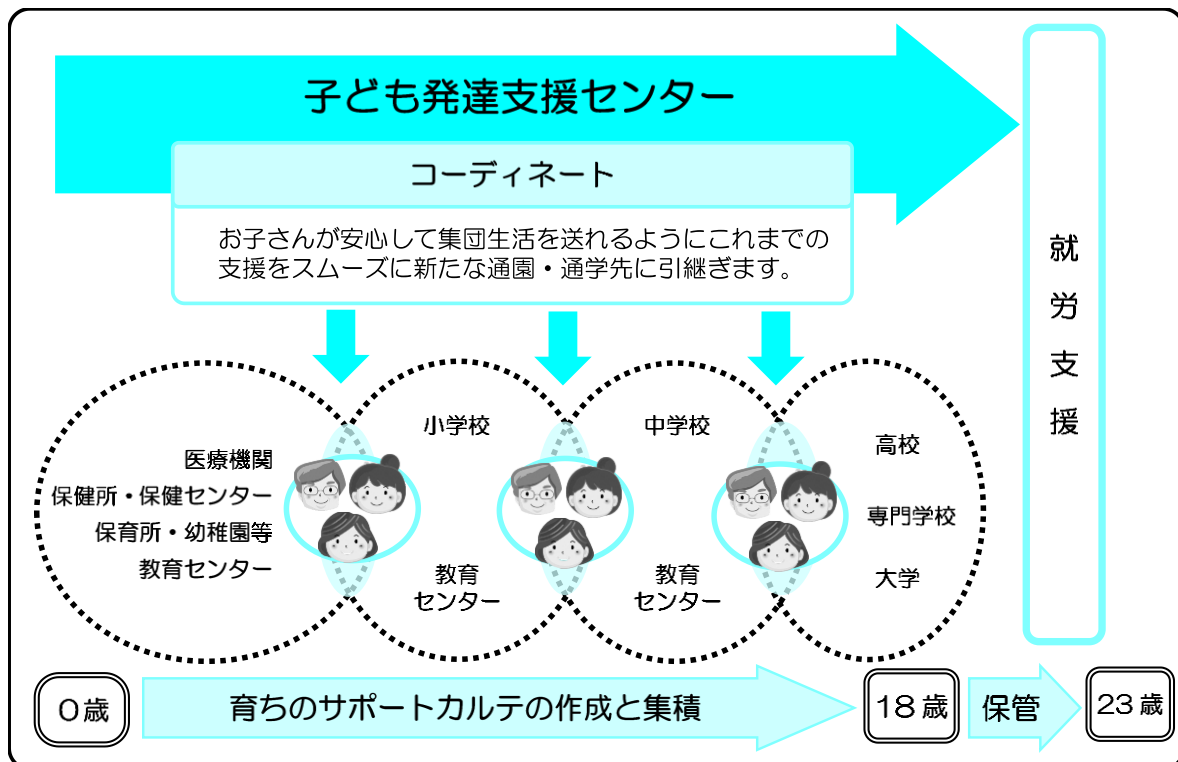
■ 中央区育ちのサポートシステム ■

[横の連携]

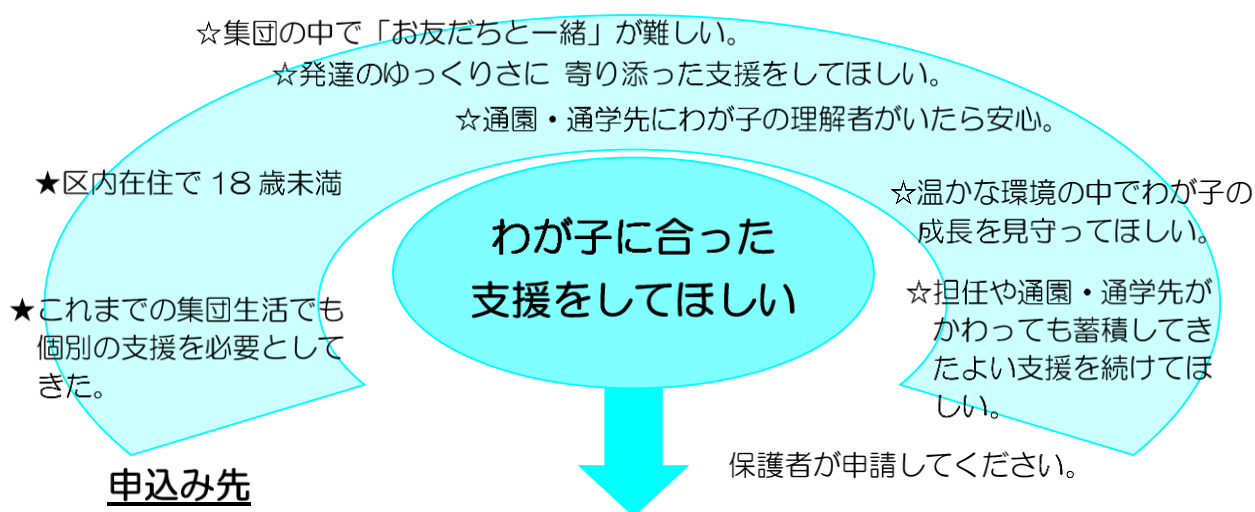


※保健・福祉・教育コーディネーターは、こども発達支援センターに配置されたその分野に精通した専門職でお子さんに関わる他機関との連携調整を行います

[縦の連携]



■「育ちのサポートカルテ」の作成の流れ ■

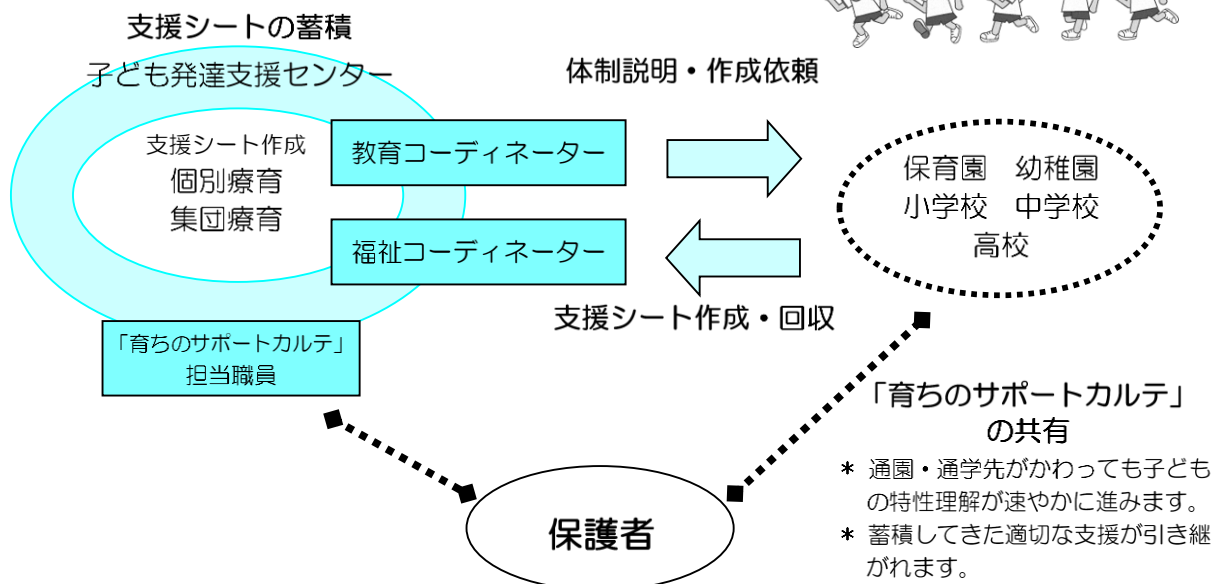


子ども発達支援センター
 「育ちのサポートカルテ」担当職員が保護者面接を実施
 *申請書兼同意書 *フェイスシート（育ちや支援の経過） を作成

「育ちのサポートカルテ」を通して、お子さんに必要な支援の手だてが明確になり 一貫した支援が引き継がれます。

お子さんが 安心して学び 成長していける環境が 整いはじめます。

一貫した支援を可能にする体制



※支援シート：子どもの現状、支援方法や今後の課題をまとめたもの

本区でも、「障害者差別解消法」が目指す、全ての国民が、かけがえのない個人として尊重され、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（共生社会）の実現を目指します。

そのため、共生社会の趣旨について幅広く区民や事業者に普及啓発を図るとともに、地域の中で障害のある人も含めだれもが触れ合い交流する場や機会の拡充を図ります。

また、障害者が尊厳と権利を守られ安全・安心に生活できるよう、障害者の権利擁護と虐待防止の取組を推進するとともに、災害時や緊急時の障害者の安全・安心の確保に向けた取組、物理的なバリアフリー、情報のバリアフリーの推進によるユニバーサルデザインのまちづくりに取り組みます。

【施策の方向性3の各施策】

施策 9 障害者の権利擁護と虐待防止

施策 10 心のバリアフリーの推進

施策 11 安全・安心のまちづくりの推進

施策 9 障害者の権利擁護と虐待防止

判断能力に不安を抱える障害者などの親亡き後を見据え、権利や財産を将来にわたって守り地域で安心して生活が続けられるように、区および中央区社会福祉協議会成年後見支援センター「すてっぴ中央」が連携して、権利擁護支援事業の推進や成年後見制度の利用促進を図ります。

また、「虐待通報・相談窓口」の周知、区民・事業者などへの普及啓発を図りながら、障害者の虐待防止に取り組みます。

<主な取組>

	取組名	取組内容
(1)	権利擁護支援事業の推進	成年後見支援センター「すてっぴ中央」において、福祉サービスに係る情報提供、相談への対応、利用の手続、利用料支払の援助などのサービスを提供します。
(2)	成年後見制度の利用促進	区と成年後見支援センター「すてっぴ中央」が連携し、成年後見制度の普及啓発、適時・適切な成年後見制度の利用促進、法人後見の実施検討などを行います。
(3)	地域連携ネットワークの構築	法律・福祉の専門職団体、関係機関などが連携して本人や後見人などを支えるチームに対して必要な支援ができる体制を強化するため、地域連携ネットワークを構築します。
(4)	障害者虐待防止の推進	障害者福祉課が中心となり、虐待通報・相談窓口専用電話で24時間365日通報・相談対応を行うとともに、保健・医療・福祉・警察などの関係機関が連携を図りながら、虐待防止、早期発見、発生時の適切な対応などの総合的取組を推進します。 また、虐待防止の重要性について広報紙やホームページ、パンフレットなどによる普及啓発を通じて、幅広く区民・事業者などの理解を促進します。

施策 10 心のバリアフリーの推進

障害や性別、年齢にかかわらず、だれもが互いを尊重し、支えあい暮らしている共生社会の実現に向けて、福祉教育や地域との交流を通じた障害に対する理解、差別解消の取組を促進します。

また、障害者の理解や社会参加を促進するために、障害者福祉団体への支援や連携を推進します。

<主な取組>

	取組名	取組内容
(1)	障害者差別解消の推進	地域における共生社会の実現に向けて、区の事務事業において障害を理由とする差別の解消と合理的配慮の提供に取り組みます。 また、区民や事業者の理解を促進するため、リーフレットの配布や講演会の開催など、さまざまな機会を通じて普及啓発を推進します。
(2)	障害と障害者の理解のための意識啓発	「障害者サポートマニュアル」の配布や「ヘルプマーク・ヘルプカード」の普及啓発、さらには、福祉センターにおける作業訓練の一環として作成したモザイク平板を区施設へ設置することなどを通じて、障害と障害者に対する区民の理解を促進します。
(3)	「健康福祉まつり」等による地域交流の促進	多くの区民が集う「健康福祉まつり」をはじめ、福祉センターやレインボーハウス明石が町会などと協働して開催する施設行事、また、地域の行事や花壇ボランティア活動などへ障害者が参加することを通じて、地域の人々との触れ合いと交流を促進し、「心のバリアフリー」を推進します。
(4)	障害者福祉団体との連携	地域の障害者理解を深め、障害者の社会参加を促進するため、障害者福祉団体の活動を支援するとともに、障害者福祉施策の充実に向けて、連携・協力を推進します。

障害者差別解消法

～誰もが安心して暮らせる思いやりのあるまちをめざして～



障害者差別解消法（正式名称：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）では、障害のある人もない人もお互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指しています。

この法律は、役所や会社、お店などを対象としていますが、誰もが暮らしやすい社会をつくるためには、地域で暮らす皆さん一人一人に障害に対する理解を深めていただくことが求められています。

どんな法律なの？

この法律では、国・都道府県・市区町村などの役所や、会社やお店などの事業者が、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件をつけたりする「不当な差別的取扱い」を禁止しています。

また、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの配慮が必要と伝えられたとき、負担が重すぎない範囲で対応する「合理的配慮の提供」を求めています。

	不当な差別的取扱い	合理的配慮の提供
役所 (国・地方公共団体)	してはいけない	しなければならない
民間事業者 (会社・お店など)	してはいけない	するように努める※

※平成 30（2018）年 10 月 1 日施行の「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」では、「努力義務」ではなく「義務」とされています。

対象となる「障害のある人」とは

障害者基本法で定められている、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、その他の心や体のはたらきに障害がある人で、障害や社会の中にあるバリアによって、継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人です。障害者手帳を持っていない人も含まれます。

施策 11 安全・安心なまちづくりの推進

災害時や緊急時の障害者の安全・安心が確保できるよう、「災害時地域たすけあい名簿」の周知を図るとともに、関係機関や事業所と連携し福祉避難所の体制整備に努めます。

また、障害者が安心して地域で暮らし、積極的に社会参加できるよう、「中央区福祉のまちづくり実施方針 2011」に基づき、公共施設や歩道のバリアフリー化、だれもが情報にアクセスできる情報のバリアフリー化の充実を図り、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

<主な取組>

	取組名	取組内容
(1)	災害時の支援体制の充実	災害時に自力で避難したり生活することが困難な方を「災害時地域たすけあい名簿」に登録し、災害に備えて避難支援等関係者に本人の同意がある方の名簿情報をあらかじめ提供します。この名簿情報などを活用した支援体制の充実に向けて引き続き防災区民組織等の地域とともに取り組みます。 また、一般避難所において生活が困難な方のために福祉避難所の整備を引き続き行います。
(2)	情報バリアフリーの強化	点字や声の広報などによる分かりやすい情報提供に努めるとともに、特に支援を必要とする人に対し、手話や筆談などの伝達方法に配慮した情報提供を行います。 また、誰もがいつでも必要とする情報に簡単にたどりつけ、手軽に利用できるよう情報アクセシビリティを強化します。
(3)	人にやさしい空間づくり	障害者を含む全ての人が安全かつ快適に施設を利用し、社会参加できるよう、公共施設などの建築物、公共交通機関、道路、公園、公衆便所などのバリアフリー化を進めます。